

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(1) 大掃除の実施	大掃除は、定期的に行われていること。
(2) 雨水の排水溝等	屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。
(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。

清潔とは、感覚的にきれいと感じることができる状態であることのほかに、微生物や化学物質による汚染が見られず、ごみ等その場に不用のものがない状態を指す。

(1) 大掃除の実施

清掃については、児童生徒等により毎日行われるものであるが、定期的には大掃除を行い、日常できない部分まで清掃を行う。

なお、大掃除の実施時期及び回数については、学校の実情を考慮した上決定する必要がある。

<参考>

建築物衛生法施行規則では、掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うものとしてされている。

(2) 雨水の排水溝等

雨水がたまることにより、悪臭や衛生害虫等の発生原因となることから、排水の状況を点検し衛生的に管理する必要がある。

(3) 排水の施設・設備

排水は、下水道が普及した地域では下水処理場で浄化後、河川や海等の公共水域に放流されるが、下水道が普及していない地域では、合併処理浄化槽を経て、公共用水域等に放流することとなる。排水の管理を行うに当たり、下水道や公共水域への負荷を減らす観点も重要である。

<参考>

【下水道法の規定】

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

【浄化槽法の規定】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

(浄化槽によるし尿処理等)

第3条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

平成12年の浄化槽法の一部改正により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、原則として、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととされた。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、新たな設置が禁止され、既存のものも合併処理浄化槽への転換が求められている。

B 検査方法等の解説

検査項目	方法
(1) 大掃除の実施	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
(2) 雨水の排水溝等	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
(3) 排水の施設・設備	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備からの排水状況を調べる。

(1) 大掃除の実施

① 検査回数

毎学年 3 回定期に行うが、大掃除の実施時期を考慮した上、学校で計画立案し、実施する。

② 検査方法

記録等により大掃除の実施状況を確認する。

(2) 雨水の排水溝等

① 検査回数

毎学年 1 回定期に行うが、どの時期が適切かは地域の特性を考慮した上、学校で計画立案し、実施する。

② 検査場所

屋上等の雨水排水溝について検査を行う。

③ 検査方法

目視により排水状況を確認する。

(3) 排水の施設・設備

① 検査回数

毎学年 1 回定期に行うが、どの時期が適切かは地域の特性を考慮した上、学校で計画立案し、実施する。

② 検査場所

汚水槽、雑排水槽等の施設について検査を行う。

③ 検査方法

目視により排水状況を確認する。

排水槽の底面等の状況は、清掃等の際でなければ点検できないので、清掃の際の専門業者による報告書等で確認する。

<参考>

浄化槽管理者は、浄化槽法の規定に従って、毎年 1 回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をするとともに、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。

C 事後措置

(1) 大掃除の実施

- 実施していない場合は、計画的に行うようにする。

(2) 雨水の排水溝等

- 排水が不適切な場合は、速やかにその原因を究明し、適切な措置を講ずるようにする。

(3) 排水の施設・設備

- 施設・設備の故障や破損等は、速やかに修繕をする等の適切な措置を講ずるようにする。

2 ネズミ、衛生害虫等

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(4) ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。

(4) ネズミ、衛生害虫等

衛生状態の改善、生活様式の変化等や地域性の違いにより、ネズミや衛生害虫等も、その種族、生息状態が変わってきている。ネズミ、ゴキブリ、蚊、ハエ等は、昔から感染症を媒介することが知られており、今でも全国的に生息していることから、これらの発生には特に注意をする必要がある。

B 検査方法等の解説

検査項目	方法
(4) ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。

(4) ネズミ、衛生害虫等

① 検査回数

毎学年 1 回定期に行うが、どの時期が適切かは地域の特性を考慮した上、学校で計画立案し、実施する。

季節や環境条件次第で急速に繁殖するものが多いことから、対象生物の生活史、習性をよく知った上で検査時期、検査事項を決めて行う必要がある。

<参考>

建築物衛生法施行規則では、ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずることとされている。

② 検査場所及び検査方法

ネズミ、衛生害虫等の生態に応じてその発生の有無を調べる。

A ネズミ

- ネズミの穴、糞、毛等の有無

給食施設、倉庫、厨芥置場等にネズミの出入りする穴、糞、毛等が認められるかどうかを調べる。

- ネズミの足跡の有無
ネズミの通路は一定しているので壁面等に痕跡が認められるかどうかを調べる。
- 食害の有無
食料を保管し、又は取り扱う場所で、食品等の食害が認められるかどうかを調べる。

イ 衛生害虫等

(ア) ゴキブリ

- 給食施設、倉庫、^{ちゅうかい}厨芥置場及び教室等の戸棚及び引き出し等の中に、ゴキブリの成虫、^{ぶん}幼虫、^{ふん}糞、^{しょう}抜け殻、^{しょう}卵鞘等が見られるかどうかを調べる。
- 夜間に電灯をつけ、活動しているゴキブリの有無を調べる。

(イ) 蚊

- 成虫の吸血活動の有無及びその程度を昼間及び夜間において調べる。
- 昼間及び夜間に、部屋の壁に成虫が係留しているかどうかを調べる。
- 防火用水槽、池、水たまり、下水道、雑排水槽等で、幼虫の発生の有無及びその程度について調べる。

(ウ) ハエ

- 幼虫の発生については、^{ちゅうかい}厨芥置場、飼育動物施設等を特に注意して調べる。
- 成虫の活動については、教室及び給食施設等で、肉眼で調べる。
- 教室及び給食施設等の天井及び電灯の笠等に、ハエの^{ふん}糞の跡が見られるかどうかを調べる。
- 夜間に、教室及び給食施設等の天井に、ハエが係留しているかどうかを調べる。

(エ) 樹木等の病虫害（ドクガ、イラガ、アメリカシロヒトリ等）

- 樹木等に病虫害の幼虫等が認められるかどうかを調べる。

Ｃ 事後措置

(4) ネズミ、衛生害虫等

- ネズミ、衛生害虫等の生息が認められた場合は、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うようにする。
- 駆除に際しては対象となるネズミ、衛生害虫等の生活史、習性等をよく見極め、安易に薬剤による駆除を行わない。
- 薬剤による駆除を実施せざるを得ない場合であっても、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がないように薬剤の残留性等の性質や毒性等特徴をあらかじめ確認した上で、休日や夏休み等の長期休暇に駆除を行う等の配慮が必要である。
- 発生源の特定及び対策が困難な場合は、「建築物ねずみ昆虫等防除業」（建築物衛生法による都道府県知事登録業）に委託する方法がある。ただし、委託した場合でも駆除方法につい

て、十分な説明を受け、理解しておく必要がある。

- 植栽管理に当たり農薬を使用する場合は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）」及び「住宅地等における農薬使用について（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号 環水大土発第 070131001 号 農林水産省消費・安全局長 環境省水・大気環境局長通知）」を遵守するとともに、病害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行い、農薬の使用の回数及び量の削減に努める必要がある。
- 校庭の芝生化に当たっては、植栽後の病害虫、雑草対策の実効性を十分検討した上で進めていく必要がある。芝生の維持管理に当たっては、上記「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」及び「住宅地等における農薬使用について」の内容を踏まえる必要がある。
- 農薬の使用に際しては、使用目的、使用薬剤名、使用量等を記録し、保管に努めること。

3 教室等の備品の管理

A 検査項目及び基準値の設定根拠等の解説

検査項目	基準
(5) 机、いすの高さ	机面の高さは、座高/3+下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましい。
(6) 黒板面の色彩	(ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

(5) 机、いすの高さ

学校で使われている机、いすには、JIS 学校用家具—教室用机・いす（JIS S1021）の規格があるが、2人用のもの、1人用のもの、机といすが結合している固定式のもの、机といすが分離しているもの、高さを変えられる可変式のもの等、その種類や構造は多種多様である。しかし、一人一人の児童生徒等に適合した机、いすを整備するためには、机といすは分離できるものが望ましい。

机の下の空間に対する配慮も必要である。児童生徒等が机の側面に足を出している場合があるが、机、いすの高さの不適合ばかりでなく、机の構造的な原因によることもあるので留意する必要がある。また、いすは長時間使用するので、疲労をできるだけ少なくするために、座面の面積は大きいほうがよい。

なお、机、いすの材料・材質は、MSDS（化学物質等安全データシート）等により確認し、化学物質の発生のない、又は、発生の少ないものを選定する。

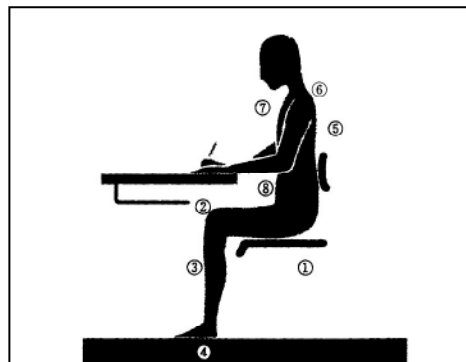
<参考>

【理想的な学習姿勢】

児童生徒等が机、いすを使って学習を続ける場合に、どのような姿勢が最も疲労が少なく、しかも生理的に自然な姿勢であるかを次に示す。この姿勢が保持できるような机、いすを配当する必要がある。

- ① いすに深く座る。
- ② 膝関節を直角に曲げる。
- ③ 下肢をまっすぐに伸ばす。
- ④ 足の裏が床につく。
- ⑤ 背筋を伸ばす。
- ⑥ 肩の力を抜く。
- ⑦ 下顎部を軽くひく。
- ⑧ 上肢を自然に体側につけた状態で、前腕を直角に曲げる。

上肢をごくわずか前に出したとき、上腕の下部が机面の高さとはほぼ同じになる。



図Ⅱ-3-1 理想的な学習姿勢
(養護教諭実務全集② 小学館プロダクション 1995年12月)

(6) 黒板面の色彩

黒板面に板書された文字が見えるのは、板面の色彩と文字の色彩が異なるからである。両者の色彩の差が小さいほど文字は鮮明さを欠き、それを見ようとすると目の疲労が増加する。黒板面の色彩は、文字が鮮明にしかも容易に見えるものであることが望ましい。しかし、そのような色彩を、黒板にあらかじめ施しても、使用に伴って色彩が変化していくので、黒板の色彩の状態を検査する必要がある。

また、白板については、チョークではなくホワイトボードマーカーで書くために、チョークの粉が飛び散らず清潔であるということから使用が増えている。白板も黒板と同様に、見えやすく、書きやすく、消しやすいように管理を行う必要がある。

B 検査方法等の解説

検査項目	方法
(5) 机、いすの高さ	机、いすの適合状況を調べる。
(6) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

(5) 机、いすの高さ

① 検査回数

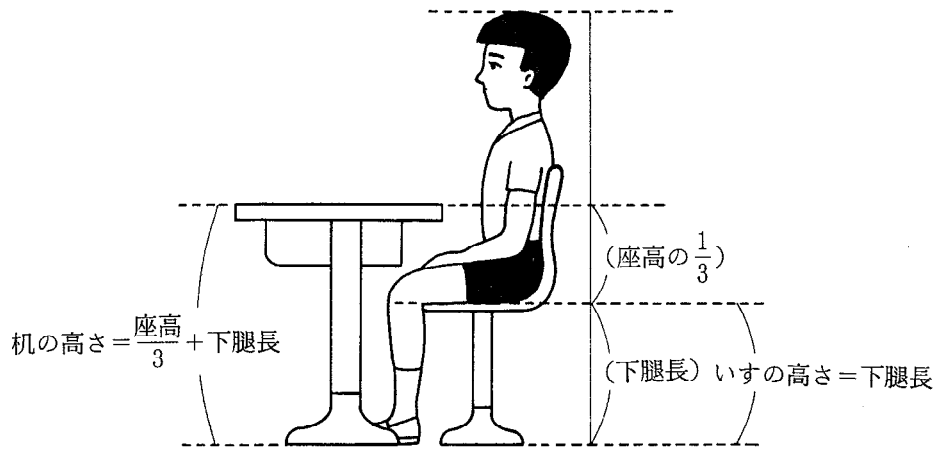
毎学年1回定期に行う。

児童生徒は非常に成長が早く、1年に1回の定期検査では、十分に適合が図られないと判断される場合は、回数を増やす必要がある。

② 検査方法

普通教室の机、いすの適合状況について調べる。図Ⅱ-3-2のとおり、机面の高さは、座高/3+下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましいとされている。

下腿長とは、座高計測するときの大腿部下面から足底までの垂直距離である。



図Ⅱ-3-2 机、いすの高さ

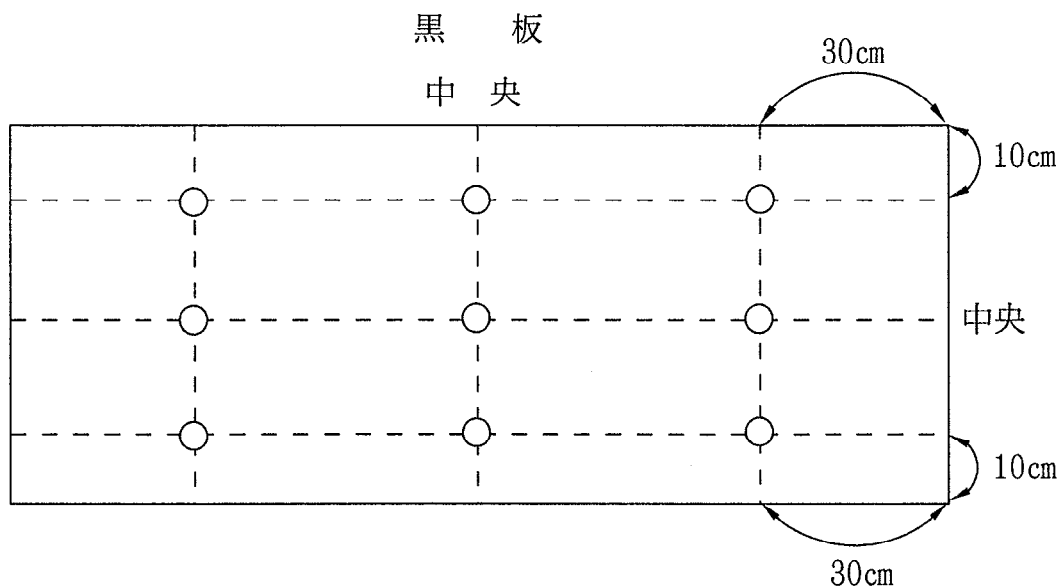
(6) 黒板面の色彩

① 検査回数

毎学年1回定期に行う。

② 検査方法

時刻、条件は、照度検査と同様にする。明度、彩度の検査は、第2図に示す9か所で黒板検査用色票を用いて検査をする。

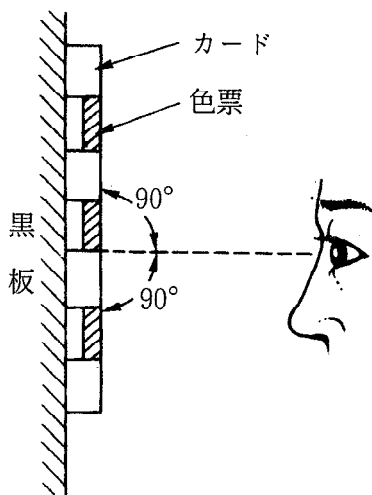


<参考>

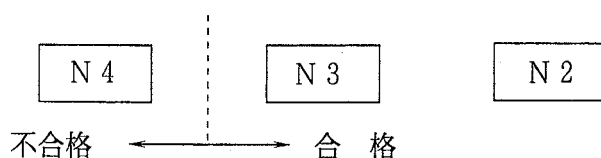
- 1 照度の定期検査の年2回のうちの1回と同時に検査を行うと効果的である。
- 2 黒板の明度及び彩度を測定するために用いられる「黒板検査用色票」ケースには、色相判定用の細長い色票が2枚、明度・彩度判定用の色票が10枚収められている。各々の色票は、上段に標準の色紙、下段に同じ大きさに切り抜いた窓になっている。

無彩色の場合の測定は比較的容易である。無彩色の判定票を黒板に当て、図Ⅱ-3-3のように黒板面と色票が視線と直角になるようにして、下の窓の色と上の色紙の色を比較する。もし、黒板の色がN3よりも白く感じるならば、明度3を超えていることになり、図Ⅱ-3-4のように不合格となる。

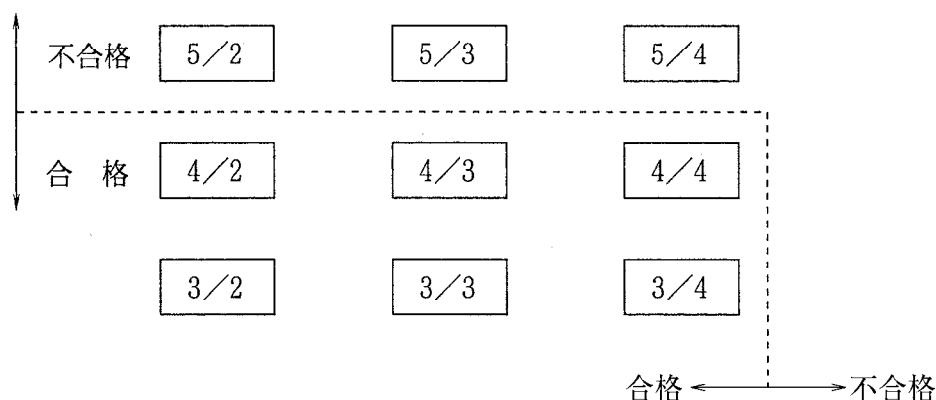
有彩色の場合は、まず色相判定票により黒板の色相を定める。次にその色相に相当する明度・彩度判定票を用いて、無彩色の場合と同様に比色する。5/2とあるのは明度5、彩度2を示す記号で、図Ⅱ-3-5に示されるように、4/4と示してある標準よりも数の少ない記号で示される色調でなければならない。



図Ⅱ-3-3 黒板検査用色票の見方



図Ⅱ-3-4 無彩色判定票による合否



図Ⅱ-3-5 有彩色の明度・彩度判定票による合否

C 事後措置

(5) 机、いすの高さ

- 机、いすの高さが、児童生徒等の身体に適合していない場合は、速やかに適合させなければならぬ。
- 特別教室は、異なる学年、学級が使用することから、年齢等にあわせて、高さを調節する必要がある。

(6) 黒板面の色彩

- 判定基準を超える場合は、板面を塗り替えるか、又は取り替える等の適切な措置を講ずるようにする。
- 黒板面の塗り替えは、部分的に行うとむらができるので、板面全体にわたって塗り替えることが望ましい。
- 黒板面を傷つけないために、日ごろから次のようなことに注意する必要がある。
 - ・ チョークは、硬い粒子や異物を含んだものを使用しない。
 - ・ 黒板ふきは、吸収の悪い繊維のかたいものを使用しない。
 - ・ 黒板面を著しく傷つけるため、黒板面を濡れた布等で水拭きはしない。